日　新　聞　第3605号　（第三種郵便物認可）

一定水準の30時間研修

既存配置の命綱

広島配置連合会　資質向上薬事講習

薬務課と連携し確認テスト60問も

一般社団法人広島県配置医薬品連合会（小畠恒治会長）の平成二十二年度第二回広島県資質向上薬事講習会は、十月十四日午前九時から広島市中区加古町の広島市文化交流会館で開かれ、会員二百三十九名が受講した。講義の中で、森木県薬務課専門員は新配置業者における〝専門家〟の割合について、「一般従事者と同伴もしくは同伴に近い体制が取れないと身分証の発行は難しい」との認識を示した。また、今回から薬務課と連合会による確認テストも実施した。

同講習会は広島県健康福祉局保健医療部薬務課と㈳広島県薬剤師会の協力を得て開催したもの。門那良三副会長の司会で進められ、冒頭、小畠会長があいさつで、今年度の登録販売者試験で会員から新たに四十名が合格し、総会員三百十名中、累計合格者百五十五名と、今年度の目標「全会員の半数が合格者」を達成したことを報告。「薬事法の原則に照らし、薬を販売して生活の糧とする者が試験にチャレンジしない理由は無い。逃げないで挑戦してほしい」と受験を促す一方、〝三十時間研修〟は既存配置販売業の命綱―と強調し、決して離すことのないように完全な研修の受講を要望した。

また、今年度も九〇％以上のシステム登録会員に受講証明書を発行することが確定的なことや、今年度は会員中、日本配置販売業協会に研修委託した業者があり、システム登録会員と会員数の誤差があることなども報告した。

来賓あいさつでは、仲本典正県薬務課長が薬務行政への協力に感謝の言葉を述べたあと、広島県登録販売者試験の状況を説明して、今後の受験を促すとともに、その対策に精力的に取り組む連合会を激励した。

二百三十九名が受講した広島県連合会の資質向上薬事講習

仲本薬務課長

石原県薬事務局長

新配置の〝専門家〟

「一般従事者には同伴の体制を」

薬事講習に入り、県薬務課献血担当官の根間専門員が献血に関して講話したあと、県薬務課の森木専門員が厚生労働省がまとめた『試験問題の作成に関する手引き』の第四章「薬事関係法規・制度」について、パワーポイントを駆使して解りやすく説明。

森木専門員は申請書類一式を配付し、その記入に関する注意事項として、受講証明書原本の添付と受講終了証の携帯を厳守するよう伝達。また、新法移行に関する〝専門家〟の割合について、「一般的な配置の営業形態を考慮すると、二～三割程度の資格者では一般従事者への指導監督は無理と考えられる。一般従事者への同伴もしくは同伴に近い体制が取れないと身分証の発行は難しい」との認識を語った。

午前十一時半からは、薬務課の確認テストが実施され、解答の済んだ者から昼休憩に入った。確認テストは今回から導入したもので、薬務課と連合会が連携して午前の部・午後の部、各三十問ずつ出題（合計六十問）し、一枚のマークシート用紙に解答する。連合会が集計して報告すると同時に出席確認を行う。

午後一時からは、㈳広島県薬剤師会館事務局長の石原長造前薬務課長からセルフメディケーションや薬物乱用防止、㈳広島県薬剤師会薬事情報センター利用促進、厚生労働省の『試験問題の作成に関する手引き』の基本的部分の解説、薬と健康の週間などについて講義を受けた。

石原講師は、講義の冒頭、薬事行政に三十五年間関係した経験の中で、実際に配置販売業者に薬事監視員として同行した経験などを披露しながら、「三百年の伝統を守るのは、あなた方自身。行政、消費者との信頼関係を損なうことのないよう薬事法に対応してほしい」と要請。講義の最後には「自分の仕事に誇りと自信を持とう。仕事が好きになれば自信が持てる。三百年の歴史と伝統を大切に」と激励。

講義終了後の午後五時十分、小池一正委員長が総括のあと、薬務課と連合会合同による確認テストの説明ならびにシステム登録上の注意事項を説明。連合会確認テストを行い、解答の済んだ者から退席し、午後六時十分に閉会した。

募金や献血活動も

この日の講習会では講義途中の休憩時間を利用して、今年度の車椅子贈呈式のもようを映写して車椅子募金を募ったほか、会場掲示板に「薬と健康の週間」「ダメ。ゼッタイ。」のポスターとともに、登録販売者試験の受験状況、通信教育講座の採点と合否結果、許可証の有効期限を掲示、会員は周辺に集まり、結果を確認していた。通信教育講座の合否結果は、二百五十四名中、二十一名が不合格となり、追試が科せられた。

また、献血協力活動も行い、会場玄関に配車された献血車で、会員四十六名が成分献血と四〇〇㎖献血に協力した。